

令和8年度 第1回洲本市地域公共交通会議 会議録

■日時：令和8年6月22日（月） 15:30～16:30

■場所：洲本市総合福祉会館 3階 多目的ホール

■出席： (敬称略)

分類	役職	機関・団体等の役職名	氏名	備考
市民代表	委員	一般社団法人淡路島観光協会 事務局長	福 浦 泰 穂	代理
市民代表	委員	五色町商工会 事務局長	仲 井 英 樹	
市民代表	委員	洲本市民生委員児童委員連合会 会長	鈴 木 暲 導	
市民代表	委員	洲本市社会福祉協議会 会長	阿萬田 美恵子	
市民代表	委員	洲本市身体障害者福祉協会 会長	鵜 尾 恭 行	
市民代表	委員	あったか友愛バス	東 原 毅	
国	委員	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 首席運輸企画専門官	栗 原 岳 志	
県	委員	兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所 所長補佐（企画調整担当）	鈴 木 茂 伸	
警察	委員	兵庫県 洲本警察署 交通課長	小 林 宏 道	
運送事業者	委員	公益社団法人兵庫県バス協会 淡路地区部会長（淡路交通）	片 岸 章 文	
運送事業者	委員	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 淡路部会監事（洲本タクシー）	富 田 信 幸	代理
運送事業者	委員	淡路交通労働組合 執行委員長	松 本 貴 博	
洲本市	委員	洲本市 教育長	橋 本 直 之	
洲本市	会長	洲本市 都市整備部長	塩 唐 松 照 佳	
洲本市	委員	洲本市 健康福祉部長	高 田 渡	
洲本市	委員	洲本市 五色総合事務所長	竹 内 みづほ	
県	ワザバ-	兵庫県土木部交通政策課 副課長兼地域交通班長	小 玉 嗣 人	
運送事業者	ワザバ-	みなと観光バス株式会社 代表取締役	池 田 剛 久	
運送事業者	ワザバ-	本四海峡バス株式会社 運輸部長兼洲本・東浦乗車券発売所長	磯 部 圭 市	
運送事業者	ワザバ-	本四海峡バス株式会社 運輸部課長代理	川 中 佑 介	

■要旨

1. 開会

発言者	内容
事務局	只今より「令和8年度第1回洲本市地域公共交通会議」を開会する。

●会長挨拶

発言者	内容
事務局	洲本市地域公共交通会議において、これまで会長は副市長が就任していたが、現在、不在となっている。洲本市地域公共交通会議設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第6条第2項の規定により、塩唐松都市整備部長が会長の指名を受けている。会長より挨拶をお願いする。
会長	本日はご多用のところ、「令和8年度第1回洲本市地域公共交通会議」に出席いただき、ありがとうございます。近年、地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、燃料費の高騰や人材確保の困難化といった多くの課題に直面している。持続可能で利便性の高い地域交通体系の構築は行政だけでなく、交通事業者や地域との連携をより一層深めながら進めていくことが必要であると感じている。本日の協議事項はどちらも地域の日常生活に欠かせない交通手段であるため、慎重かつ現実的な審議をお願いしたい。本日の会議がよりよい交通施策の実現に向けた有意義な意見交換の場となるよう忌憚なき意見をお願いしたい。

●委員紹介

発言者	内容
事務局	初めて出席する委員を紹介。 委員の任期については、設置要綱第4条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間を引き継ぐため、令和8年10月8日までとなっている。

●会議成立要件確認

発言者	内容
事務局	本日の出席委員は16名で、委員の総数は22名。設置要綱第7条第2項の規定により過半数を満たしているため、会議が成立していることを報告する。

●副会長の選任

発言者	内容
事務局	設置要綱第6条第2項の規定に基づき、副会長は委員の互選により定めることとなっている。 (会長一任の提案)
会長	高田渡洲本市健康福祉部長を指名。 (異議なし) 高田委員に副会長をお願いする。副会長より挨拶をお願いする。
副会長	地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少や運転手不足など、全国的にも厳しい局面を迎えている。本会議の重要性を深く認識するとともに、地域住民にとって安心して持続可能な交通の実現に取り組んでいきたい。

●議事進行について

発言者	内容
事務局	以降、会長に議事進行をお願いする。

2. 協議事項

●協議1について

発言者	内容
会長	次第に従って議事を進める。まず、協議1の洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線及び五色地域線）の運行実施計画案について事務局より説明をお願いする。
事務局	資料(P6～17)により路線の概要について説明。 洲本市においては、地域住民の移動手段確保として上灘・沼島線を平成24年から、五色地域線を平成29年から運行している。 現在の運行事業者による委託期間が9月30日に満了となることから、10月1日より新たな運行事業者により運行する。運行事業者の変更による運賃や運行ルートの変更はない。 運賃設定については、本会議を開会する前に運賃協議部会を開催し、現在の運賃を引き継ぐことで協議が調っていることを申し添える。 五色地域線におけるダイヤは現行のダイヤを基本とし、安全性や路線の走行状況等を考慮し改正することとしている。
会長	事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。

衆原 委員	コミバスにどういった人が乗ってもらうことをイメージしているのか、また、市民に対してどのような PR を実施しているのか。
事務局	両路線とも地域の交通の足を確保するために運行している。上灘・沼島線については、南あわじ市の沼島汽船に接続していることもあり、一定の観光利用もあるのではないかと。PR については、個別の地域で説明会等を実施しているものではないが、チラシの配架などで周知に努めている。
鶴尾 委員	地域から運行時間の見直しについて提出されている意見はないか。
事務局	現在、その内容の意見については提出されていない。
会長	他に質問等もないようなので、協議 1 について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 協議 1 については原案のとおり承認された。

●協議 2 について

発言者	内容
会長	片岸委員より説明をお願いします。
片岸 委員	資料（P18～24）により停留所の追加に伴うダイヤ改正等について説明。 淡路市内、洲本市内の市民どちらからも要望があり、停留所の追加を行う。 津名高校に通学する学生は以前、津名港に自転車を置いてそこから通学していたが、利便性向上のため、「津名高校前」の停留所が先行して設置されている。今回追加する停留所については、「津名高校前」の前に設置されることから、運賃についても値上げをするのではなく挿入する形で設定している。
会長	片岸委員からの説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。
会長	質問等もないようなので、協議 2 について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 協議 2 については原案のとおり承認された。

3. 報告事項

●報告 1 について

発言者	内容
会長	事務局より説明をお願いします。
事務局	資料（P25～26）により説明。

	令和7年度の乗車実績は、両路線とも前年度比減となった。
会長	事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。
栞原委員	記載されている年度は補助金年度（R6.10月～R7.9月）という認識で間違いな いか。
事務局	認識のとおり。
鶴尾委員	以前の協議事項により、医療センターに通院する人のため、淡路市のコミュニ ティバスが洲本バスセンターに乗り入れるようになった。その後の利用者数につ いて把握していれば教えてもらいたい。
事務局	淡路市のコミュニティバスということもあり、人数については把握していない。

●報告2について

発言者	内容
会長	片岸委員より説明をお願いする。
片岸委員	資料（P27）により説明。 ダイヤについては、利用者の声を基に作成している。今回の報告事項から内容が それるが、小学校で交通安全講習を実施している。昨年度は希望も多く、すべて の依頼に応えきれなかった。バスを認知してもらうために、正しい交通ルールに ついて学んでもらえるために広報誌やケーブルテレビも活用している。
会長	片岸委員からの説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。 （質問・意見等なし）

4. その他

●学校再編及び地域クラブ活動について

発言者	内容
会長	せっかくの機会なので、委員各位から何か伝えておくものはあるか。
橋本委員	現在、本市では少子化の影響による児童生徒数の著しい減少と、教職員のなり手 不足という学校運営上の課題を解決するため、小中学校の再編を進めている。現 在市内には小学校が13校、中学校が5校存在するが、多くの学校が極めて小規 模化しており、近い将来には児童生徒数が半減し、過小規模校が複数生じること が予想される。再編に伴い重要となるのがスクールバスの運行体制である。本市 では統合後のスクールバス運行を原則としているが、例えば五色地域の小学校5 校が1校に統合された場合、当初は10台程度のバスが必要になる見込みであり、

	交通事業者の協力が不可欠である。人材不足やコスト高騰が深刻な状況下での相談となるが、安定した通学環境確保のため、多大なる協力を要請したい。 中学校部活動の地域移行については、現在の部活動を本年度末で終了し、令和 9 年度からは地域クラブへと活動形態を完全移行する計画である。この移行に伴い、活動場所が分散することや、他校での活動なども想定されるが、現行の路線バスやコミュニティバスだけでは授業終了後の移動が困難なケースが多い。現状では生徒自身による自転車移動や保護者の送迎に頼らざるを得ず、移動手段が参加の障壁となり、活動の機会を萎縮させてしまうことを強く懸念している。しかしながら、活動場所や参加人数が流動的であるため、スクールバスのような定時運行の実施も難しく、現時点では有効な解決案が見出せない手詰まりの状態にある。 学校再編および地域クラブへの移行という大きな変革を成功させるためには、交通事業者の専門的な知見や柔軟な協力が不可欠である。それぞれの進捗に応じ、改めて具体的な相談をすることになるが、何か良い知恵や解決の糸口があれば、ぜひともご教示いただきたい。
片岸委員	スクールバス、部活動の地域移行についてはバス事業者同士でも協議が必要なものと認識している。バス協会を通じて教育委員会とも密接に話をしながら進めていかなければならない。
小玉 オブザーバー	県交通政策課も県の教育委員会担当部局と全県的にこういった対応をしていくのか継続的に議論している。運転手不足があるので、交通事業者がカバーできるという単純な話ではない。全国的な事例としては、団体、NPO のようなものが移動を担う、交通事業者は安全運行のために協力するというスキームづくりをしているというものはある。子供たちのこういった移動が発生するのか、移動実態を明らかにし、既存の公共交通の微調整で対応できる部分、根本的に対応できない部分を整理したうえで地域としての対応を調整していかなければならない。県としても対応策を整理していく予定だが、共同で議論を進めていってほしい。
栗原委員	安全に移動していくためには、ある程度のお金も必要になってくる。その点も踏まえて交通事業者と調整を進めてもらいたい。

5.閉会

発言者	内容
事務局	以上をもって本日の地域公共交通会議を閉会する。 長時間にわたり、ありがとうございました。